

肝炎対策基本法の制定を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎の患者や感染者は、B型が110万人～140万人、C型が200万人～240万人存在すると推定されており、肝炎は国内最大の感染症とも言われている。感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によるもので、その中には、医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあることから、患者や感染者にとって将来への不安は計り知れないものがある。

国では、平成20年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療7か年計画」を実施しているが、法令によらず、予算措置のみで実施されていることから、継続性が担保されていないばかりか、専門医療機関の確保や無料検査の実施などについても地域間で格差が生じている。

こうした状況を改善していくためには、早期に法的整備を図り、全国規模で総合的な対策を推進することが不可欠である。

よって国会及び政府は、肝炎対策の一層の推進を図るため、国や地方自治体等の責務を明確にし、肝炎対策の基本理念を定めた肝炎対策基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月19日

神奈川県南足柄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣